

要 望 書

四国地方更生保護委員会 御中

徳島刑務所に服役中の星野文昭さんは、1971年11月14日に行われた沖縄返還協定批准阻止闘争をデモ隊のリーダーとして闘いました。ところが、この闘争で機動隊員が1名死亡した件で、星野さんは「実行犯」とされ、物的証拠もないままに、東京高裁で「無期懲役刑」を下されました。星野さんは逮捕以来、一貫して無実を訴えてきましたが、最高裁の上告棄却決定によりこれが確定し受刑を強いられています。星野さんは本年7月、実に、服役30年となりました。

現在、無期懲役刑の「終身刑」化が進み、仮釈放される人よりも、獄中で死亡する人の方が多くなっています。星野さんについても、仮釈放に関する審理は一度も行われてきませんでした。

「無期刑受刑者に係る仮釈放審理に関する事務の運用について」（法務省保観第134号平成21年3月6日 法務省保護局長通達）により、貴委員会は星野文昭さんの「仮釈放審理」を開始することになります。貴委員会におかれましては、星野さんが逮捕以来43年間、一貫して無実を訴え続けていること、また、星野さんの人間性、人権を重視され、家族・親族が揃って星野さんの1日も早い釈放を待ち望み、十分な受け入れ体制を準備していることを考慮され、公平・公正な審理に基づき、許可決定を下されるよう要望します。

2017年 月 日

氏名

住所

肩書き／職業／星野さんとの関係